

(お知らせ)

令和2年9月1日  
防 衛 省

## 弁護士によるハラスメント相談窓口の設置について

防衛省においては、防衛副大臣を委員長とする防衛省におけるパワー・ハラスメントの防止に関する検討委員会を設置し、パワー・ハラスメントの防止に取り組んでいます。

取組みの一環として、下記のとおり、弁護士によるハラスメント相談窓口を本日（9月1日）から新たに設置しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 概要

ハラスメントに関する悩みを抱えている職員の中には、部内の相談窓口には相談しにくいと感じている者が存在していることに鑑み、そのような職員が抱える悩みの深刻化を未然に防止することを目的として、第三者である弁護士による相談窓口を設置することとしました。

設置する相談窓口は、弁護士が相談者（防衛省職員）の個別相談を行い、助言等をするとともに、相談者の同意を得た上で、防衛省において、事実確認の調査を実施します。

#### 2 期間

令和2年9月1日（火）から開始（平日の午前10時から午後6時までの間）

#### 3 相談対象

防衛省職員

#### 4 相談内容

ハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するもの）に関する相談

#### 5 相談要領

電子メールによる相談を基準とします（必要に応じて電話での対応を実施）。概要については下図のとおりです。

